

企業立地促進対策事業＜エネルギー価格高騰対策＞助成金交付要綱

令和 6 年12月26日制定

令和 7 年 2 月13日一部改正

(趣旨)

第1条 エネルギー価格・物価高騰等の影響がある中で、県内中小企業者の価格高騰の負担を軽減することで、事業活動の持続につなげ、県内経済の成長を図ることを目的に、創エネのための設備投資に取り組む県内中小企業者に対し、企業立地促進対策事業＜エネルギー価格高騰対策＞助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、広島県補助金等交付規則（昭和 48 年広島県規則第 91 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第2条第3項各号のいずれかに該当する事業者をいう。
- (2) 投資額 設備等の購入代金の額から公租公課その他知事が別に定めるものを除いた額の合計額をいう。
- (3) 創エネ 太陽光や水など繰り返し使える再生可能エネルギーを使った発電をいう。
- (4) 創エネ関連設備 太陽光発電、風力発電、小水力発電、バイオマス発電などをいい、創エネにより発電した電力に係る蓄電池も含む。ただし、売電目的のものは除く。

(助成金の交付)

第3条 県は、次のアからオに掲げる要件を全て満たし、自ら当該事業場又は設備を使用する中小企業者（以下「助成対象者」という。）に対して、予算の範囲内で助成金の交付を行うものとする。

ア 別表 1 に掲げる業種に属する事業又は地元市町の市町補助金等の交付の対象とされている事業の用に供するため、県内に事業場を設置し、又は県内の既存の事業場において設備を新設等する場合であって創エネのための設備又はそれらに関連する設備投資であること。

イ 国の設備投資に関する補助金を活用する設備等への投資でないこと。

ウ 事業の譲渡又は会社分割等の事業の承継とみなされるものでないこと。

エ 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37条）第2条第3号に規定する暴力団員等又は第20条第1項の規定による通報の対象となった者ではないこと。

オ 広島県の県税を滞納していないこと（ただし、納税義務者でない者は除く。）。

2 複数の事業者が共同して助成対象事業を実施する場合にあっては、親会社がその子会社（親会社にその株式の全てを所有されている子会社に限る。以下同じ。）と共同して当該事業を実施するとき限り、これらを一つの事業者とみなし、新設等する設備の運営主体となる者を助成対象者としてすることができる。

(助成金の交付申請)

第4条 助成対象者は、交付決定を受けようとするとき、次表の申請書に添付書類を添えて、知事に提

出しなければならない。

申 請 書	添 付 書 類
別記様式第 1 号	(1) 機器等整備計画書 (2) 公害防止施設説明書 (3) 事業説明書 (4) 市町補助金等の交付の対象となる旨の指定等の通知書の写し （別表 1 に掲げる業種以外の業種に属する事業の用に供するための設備投資を行う場合に限る。） (5) 定款及び会社の概要等 (6) 法人登記事項証明書（履歴事項証明書に限る。） (7) 申請時前 3 年分の営業報告書 (8) 広島県の県税に滞納がないことを証明する納税証明書 （納税義務者に限る。） (9) 共同事業者に関する証明書及び共同事業者の以下の書類 （第 3 条第 2 項の規定を適用する場合に限る。） ・定款及び会社の概要等 ・法人登記事項証明書 ・申請時前 3 年分の営業報告書 ・広島県の県税に滞納がないことを証明する納税証明書 （納税義務者に限る。） (10) その他知事が必要と認める書類

（交付の決定及び条件）

第 5 条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、助成金の交付を決定し、別記様式第 2 号により、その決定の内容及び条件を申請した者に対し通知するものとする。

2 規則第 5 条第 3 項の規定により附する条件は、次のとおりとする。

- (1) 助成対象事業の内容の変更（事業の目的達成に支障を来すおそれのない、別表 2 に掲げる軽微な変更を除く。）をする場合においては、あらかじめ別記様式第 3 号による変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 助成対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (3) 助成対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成対象事業の遂行が困難となった場合においては、あらかじめ知事に報告してその指示を受けること。

（申請の取下げ）

第 6 条 規則第 7 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、前条第 1 項の通知を受領した日から起算して 20 日以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

（助成金の額）

第 7 条 第 3 条の規定により交付する助成金の額は、次に定めるところによる。

- (1) 助成金の額は、当該事業の投資額（県内複数の事業場における投資額を含む。）に次の計算で得た額とし、1 事業者あたり 2 億円を限度とする。

区分	助成対象	対象地域	助成率	限度額
創エネ	設備	県内全域	・創エネ関連設備 投資額×50%※ ¹ ・創エネ関連設備に付随する設備 投資額×15%※ ¹ ※ ² (投資下限額 1,000 万円)	2 億円

※1 本助成金は予算の範囲内で交付するため、予算の状況により交付額が上記により算出した額を下回る場合がある。

※2 中山間地域（別表 3）は投資額×20%

(2) 前号の規定により計算した額に1,000円未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てるものとする。

(3) 当該助成金は交付決定のあった事業者が行う投資額のうち、支払いを完了した額を対象とする。

(実績報告)

第8条 助成対象者は、助成金の交付を受けようとするとき、事業完了後、速やかに次表の実績報告書に添付書類を添えて、知事に提出しなければならない。また、規則第12条の規定により、年度末時点でも同様に実績報告を行う必要がある。

実 績 報 告 書	添 付 書 類
別記様式第4号	(1) 事業実績説明書 (2) 公害防止対策の概要 (3) 助成金対象資産一覧表（経費の支払いを証明する書類を添付） (4) その他知事が必要と認める書類

(助成金の額の確定、交付等)

第9条 知事は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、別記様式第5号により、速やかに当該助成対象者に通知するものとする。

2 助成金は、前項の規定による助成金の額の確定後に交付するものとし、当該助成対象者は、別記様式第6号により、助成金の交付を請求するものとする。

3 助成金の額の確定日から3年を経過するまでは、知事の承認を受けないで対象設備を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃止し、又は担保に供してはならない。

4 この助成金に係る帳簿及び書類を保管しなければならない期間は、交付額確定通知書を受領した日から起算して10年を経過した日の属する県の会計年度の末日とする。

(事業等の承継)

第10条 助成対象事業を実施する事業者について合併、譲渡、相続その他の事由により変更が生じた場合は、当該事業者の地位を承継する者が、当該事業を承継できるものとする。

2 助成対象事業について複数の事業者が共同して実施することとなった場合は、親会社がその子会社と共同して当該事業等を実施する場合に限り、当該複数の事業者のうち当該事業等の実施主体となる者を前項に規定する事業者の地位を承継する者とみなし、同項の規定を適用するものとする。

3 第1項（前項の規定により適用される場合を含む。）の規定により助成対象事業を承継する者は、別記様式第7号による事業承継届に承継の事実を証する書類を添えて、当該事業を承継した日（前項の規定により第1項の規定を適用する場合においては、複数の事業者が共同して当該事業を実施することとなった日）から1月以内に知事に提出しなければならない。

(指示事項の遵守)

第11条 助成対象者は、知事が事業報告を求めるなど必要な指示をしたときには、これに従わなければならない。

2 この助成金について知事が必要であると認めるときは、報告を求め又は県職員に検査させることがある。

(交付決定の取消し)

第12条 知事は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 正当な理由によることなく事業完了後、助成金の交付に係る事業場等において業務を開始しないとき。

(2) 正当な理由によることなく助成金の交付に係る事業場等において助成金の額の確定の日から3年以内に当該事業を休止し、又は廃止したとき。

(3) この要綱に違反する行為があったとき。

(4) 偽りその他不正の手段により交付決定を受け、又は助成金の交付を受けたとき。

(助成金等の返還)

第13条 知事は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第14条 助成対象者は、第12条の規定に基づく取消しにより助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 助成対象者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

3 知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、助成対象者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(財産の処分の制限)

第15条 規則第22条に定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とし、規則第22条ただし書に規定する期間は、助成金の額の確定の日から起算して3年とする。

2 規則第22条に規定する知事の承認を受けようとするときは、知事に申請しあらかじめ承認を受けなければならない。

3 知事は、規則第22条の規定に基づいて財産の処分を承認した場合において、当該承認を受けた助成対象者が当該承認に係る処分により収入があったと認めたときは、当該助成対象者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させるものとする。

(他制度との調整)

第16条 助成対象者に対する国又は地元市町が行う制度に基づく措置とこの要綱に基づく措置とが重複して適用されてる場合のこの要綱の適用については、知事が別に定める。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年12月26日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和7年2月13日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

1 日本標準産業分類（令和 5 年総務省告示第256号）に規定する次の業種

分類番号	業 種 名
09	食料品製造業
10	飲料・たばこ・飼料製造業（たばこを除く。）
11	繊維工業
12	木材・木製品製造業
13	家具・装備品製造業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	印刷・同関連業
16	化学工業
17	石油製品・石炭製品製造業
18	プラスチック製品製造業
19	ゴム製品製造業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	窯業・土石製品製造業
22	鉄鋼業
23	非鉄金属製造業
24	金属製品製造業
25	はん用機械器具製造業
26	生産用機械器具製造業
27	業務用機械器具製造業
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械器具製造業
30	情報通信機械器具製造業
31	輸送用機械器具製造業
32	その他の製造業
39	情報サービス業
40	インターネット附随サービス業
41	映像・音声・文字情報制作業
44	道路貨物運送業
45	水運業
47	倉庫業
48	運輸に附帯するサービス業
50	各種商品卸売業
51	繊維・衣服等卸売業
52	飲食料品卸売業
5311	木材・竹材卸売業
5411	農業用機械器具卸売業
5511	家具・建具卸売業
72	専門サービス業
73	広告業
74	技術サービス業
92	その他の事業サービス業

2 その他知事が特に認める業種

別表 2（第 5 条関係）
軽微な変更

経費の変更	事業内容の変更
交付申請時の投資予定額から20%未満の減少が見込まれる場合	計画の進捗により、数量の変更、設備等能力の大小など、事業の目的達成に支障を来すおそれのない範囲での変更が見込まれる場合

別表 3（第 7 条関係）
中山間地域

現市町名	旧市町名	
広島市	旧広島市	うち、旧白木町（旧有保村、志屋村、高南村、三田村の区域）、旧熊野跡村（旧熊野跡村の区域）、旧五日市町（旧河内村の区域）、旧可部町（旧大林村の区域）、旧高陽町（旧狩小川村の区域）、旧戸山村、旧久地村、旧小河内村の区域、似島
	旧湯来町	全域
呉市	旧呉市	うち、情島
	旧音戸町、旧倉橋町、旧下蒲刈町、旧蒲刈町、旧安浦町、旧川尻町、旧豊浜町、旧豊町	全域
竹原市	—	うち、旧賀永村、旧田万里村の区域
三原市	旧三原市	うち、佐木島、小佐木島
	旧大和町、旧久井町	全域
尾道市	旧尾道市	うち、百島、加島
	旧因島市、旧瀬戸田町、旧御調町、旧向島町	全域
福山市	旧福山市	うち、走島、宇治島
	旧内海町	全域
府中市	全域	
三次市	全域	
庄原市	全域	
大竹市	—	うち、旧栗谷村の区域、阿多田島、猪子島
東広島市	旧福富町、旧豊栄町、旧河内町	全域
廿日市市	旧佐伯町、旧吉和村、旧宮島町	全域
安芸高田市	全域	
江田島市	全域	
安芸太田町	全域	
北広島町	全域	
大崎上島町	全域	
世羅町	全域	
神石高原町	全域	

別記様式第1号（第4条関係）

交 付 申 請 書

令和 年 月 日

広島県知事様

所在地
申請者 名称及び
代表者名

企業立地促進対策事業＜エネルギー価格高騰対策＞助成金交付要綱第4条の規定により、次のとおり関係書類を添えて助成金の交付を申請します。なお、申請した事項については事実と相違ありません。

助成金交付申請額 金 円

投資する 事業場の 名称		投資する 事業場の 所在地	(中山間地域の該当 有・無)
資本金		主たる事業 (業種) ※1	()
常時使用する 従業員の数			
事業期間	令和 年 月 日～ 令和 年 月 日	業務開始 予定日	令和 年 月 日

投資区分	投資に要する費用	助成金対象の 投資に要する費用	助成金交付申請額
創エネ関連設備	円	円	円
創エネ関連設備に 付随する設備	円	円	円
計	円	円	円※2

※1 業種は別表1のうち、該当する業種名を記入すること。

※2 助成金交付申請額の計は千円未満を切り捨てた金額を記入すること。

添付書類

- (1) 機器等整備計画書
- (2) 公害防止施設説明書
- (3) 事業説明書
- (4) 市町補助金等の交付の対象となる旨の指定等の通知書の写し
(別表1に掲げる業種以外の業種に属する事業の用に供するための設備投資を行う場合に限る。)
- (5) 定款及び会社の概要等
- (6) 法人登記事項証明書（履歴事項証明書に限る。)
- (7) 申請時前3年分の営業報告書
- (8) 広島県の県税に滞納がないことを証明する納税証明書（納税義務者に限る。)
- (9) 共同事業者に関する証明書及び共同事業者の以下の書類（第3条第2項の規定を適用する場合に限る。)
- ・定款及び会社の概要等
- ・法人登記事項証明書
- ・申請時前3年分の営業報告書
- ・広島県の県税に滞納がないことを証明する納税証明書（納税義務者に限る。)
- (10) その他知事が必要と認める書類

交 付 決 定 通 知 書

指 令 県 投 第 号

○ ○ ○ ○ ○ ○

所在地
代表者

令和 年 月 日付けで申請の企業立地促進対策事業＜エネルギー価格高騰対策＞助成金について、企業立地促進対策事業＜エネルギー価格高騰対策＞助成金交付要綱（令和6年12月26日制定。以下「要綱」という。）第5条の規定により交付することに決定したので、通知します。

令和 年 月 日

広 島 県 知 事

1 助成金の対象となる事業場等の名称及び所在地

（1）名 称

（2）所在地

2 助成対象事業 企業立地促進対策事業＜エネルギー価格高騰対策＞

3 交付決定額 金 円

4 交付決定の条件

（1）助成対象事業の内容の変更（事業の目的達成に支障を来すおそれのない、令和 年 月 日付けの申請内容の軽微な変更を除く。）をする場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。

（2）助成対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。

（3）助成対象事業の完了期限は、令和 年 月 日までとする。

（4）助成対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成対象事業の遂行が困難となった場合においては、あらかじめ知事に報告してその指示を受けること。

5 この助成金は、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号）及び要綱の適用を受けるものである。

変 更 交 付 申 請 書

令和 年 月 日

広 島 県 知 事 様

所 在 地
申請者 名 称 及 び
代 表 者 名

令和 年 月 日付け指令県投第 号で交付決定の企業立地促進対策事業＜エネルギー価格高騰対策＞助成金について、次のとおり計画を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 助成金の対象となる事業場の名称及び所在地
 - (1) 名 称
 - (2) 所在地

- 2 変更理由

- 3 変更内容

別記様式第4号（第8条関係）

実 績 報 告 書

令和 年 月 日

広島県知事様

所在地
報告者 名称及び
代表者名

令和 年 月 日付け指令県投第 号で交付決定の企業立地促進対策事業＜エネルギー価格高騰対策＞の実績について、企業立地促進対策事業＜エネルギー価格高騰対策＞助成金交付要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

助成金交付決定額 金 円
助成金実績報告額 金 円

投資した 事業場の 名称		投資した 事業場の 所在地	(中山間地域の該当 有・無)
資本金		主たる事業 (業種) ※1	()
常時使用する 従業員の数			
事業期間	令和 年 月 日～ 令和 年 月 日	業務開始日	令和 年 月 日

投資区分	投資に要した費用 (実績額)	助成金対象の 投資に要した費用 (実績額)	助成金実績報告額
創エネ関連設備	円	円	円
創エネ関連設備に 付随する設備	円	円	円
計	円	円	円※2

※1 業種は別表1のうち、該当する業種名を記入すること。

※2 助成金実績報告額の計は千円未満を切り捨てた金額を記入すること。

添付書類

- (1) 事業実績説明書
- (2) 公害防止対策の概要
- (3) 助成金対象資産一覧表（経費の支払いを証明する書類を添付）
- (4) その他知事が必要と認める書類

交 付 額 確 定 通 知 書

指 令 県 投 第 号

○ ○ ○ ○ ○

所在地
代表者

令和 年 月 日付け指令県投第 号で交付決定の企業立地促進対策事業＜エネルギー価格高騰対策＞助成金について、企業立地促進対策事業＜エネルギー価格高騰対策＞助成金交付要綱（令和6年12月26日制定。以下「要綱」という。）第9条の規定により、次のとおりその額を確定したので通知します。

令和 年 月 日

広 島 県 知 事

1 助成対象事業 企業立地促進対策事業＜エネルギー価格高騰対策＞

2 交付決定額 金 円

3 確 定 額 金 円

4 交付条件

（1）次のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消し、又は、既に交付した助成金の返還を命ずることがある。

ア 正当な理由によることなく助成金の額の確定日から3年以内に当該業務を休止し、又は廃止したとき。

イ 要綱第3条に規定する要件を額の確定日から3年以内に欠くに至ったとき又は偽って助成金の交付を受けていたとき。

ウ その他要綱に違反する行為があったとき。

（2）助成金の額の確定日から3年を経過するまでは、知事の承認を受けないで対象設備を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃止し、又は担保に供してはならない。

（3）この助成金について知事が必要であると認めるときは、報告を求め又は県職員に検査させることがある。

（4）この助成金に係る帳簿及び書類を保管しなければならない期間は、この指令を受領した日から起算して10年を経過した日の属する県の会計年度の末日とする。

（5）政治資金規正法第22条の3第4項の規定により、地方公共団体から一定の補助金等（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わない補助金等は寄附制限の例外）の交付の決定を受けた会社その他の法人は、当該補助金等の交付の決定の通知を受けた日から一年間、その地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政治団体（政党等）に対して政治活動に関する寄附をすることができないこととされている。

当該助成金は、上記の寄附制限の例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わない補助金等）には該当しないおそれがある。

5 この助成金は、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号）及び要綱の適用を受けるものである。

請 求 書

令和 年 月 日

広島県知事様

所在地
名称及び
代表者名

令和 年 月 日付け指令県投第 号で交付額確定の企業立地促進対策事業＜エネルギー価格高騰対策＞について、企業立地促進対策事業＜エネルギー価格高騰対策＞助成金交付要綱第9条第2項に基づき、次のとおり請求します。

1 請求金額 金 円

2 振込預金口座

金融機関名	銀行 支店
預金種目	当座 ・ 普通
口座番号	
フリガナ 口座名義	

事 業 承 継 届

令和 年 月 日

広島県知事様

所在地
届出者 名称及び
代表者名

令和 年 月 日付け指令県投第 号で交付決定通知の次の事業を別記のとおり承継したので、企業立地促進対策事業＜エネルギー価格高騰対策＞助成金交付要綱第10条第3項の規定により届け出ます。

- 1 助成対象事業名
企業立地促進対策事業＜エネルギー価格高騰対策＞
- 2 承継した事業場の名称及び所在地
- 3 承継の年月日
- 4 承継後の業務開始の年月日
- 5 承継の事由
- 6 承継後の変更事項

※ 承継の事実を証する書類を添付すること。